慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	門松と松門
Sub Title	
Author	中島, 竦(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.1 (1928. 3) ,p.43- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280300-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

門松と松門

門松は冥途の旅の一里塚とは、奇矯なる狂雲和尚の警句、何様僧禪の云ひさうなる言。されど余は想ふ、禪僧ならでも、我が國の事情に通ぜぬ支那人より之を觀ば、恐らく其れに近き觀察を下しはすまじきか。彼國の風として、五鬣松（五葉松）は、普通人家の庭園にも植る者なれども、兩葉の松は、大抵墓地に植る者にて、寺廟の地域には、往々見受くれども、人家の花園などには、殆と見し事なし。しかのみならず、彼國には松人松獅松鶴松傘松亭などとて、何れも大官富豪などの葬送に、人夫が行列を爲して擔ぎ行く者あり。丁度西洋流に、葬式に知人などより花束花輪を贈ると同意にて、此も人より贈れる者なるべし。（但此場合、松とは云へど、其實は杉の葉にて、一般彼國の俗間には、松も杉も、一と口に松樹（ソンシュー）と云ひ、又柏をも松柏（ソンパイ）と云ひて、區別を置かず、松は凡そ是等針葉樹の總稱の如く、分けて云ふ必要ある時にのみ、松を馬尾松（マーウェイソン）と云へり）されば松は、我國現今の目出度時に、目出度物として松を使ふ習慣と同からず。殊に我國には明治以來、兎角西洋式にて、やゝもすれば、杉の葉にて緑門を作り、

歡迎奉祝何のかのとて、持て騒ぐ事となれど、これなどこそは、支那人より觀れば、正しく松亭松傘の類、冥途の旅の歡迎門とも見らるべきなれ。されば又近時彼等は、盛に西洋摹仿及び東洋（日本）摹仿を行へども、歡迎奉祝其他凡そ御目出度意味の時にばかりは、決して此綠門を作るに倣はず、彼等一流の結綵懸燈式の牌樓（パイロウ）を建てゝ之を祝せり。是が爲め自然費用は嵩む可きにも拘はらず、御幣擔ぎなる彼等は、吝嗇なれども、費用を惜まず、是其葬式に似たるが爲め禁忌の故なるべし。

そも〳〵我國にて、門松を飾り始めし事は、いつの頃の習はしなるにや、六國史は云ふに及ばず、其他の古き物にも、確なる據り處ありや否や、我國の上古に、さしも松を目出度き物にしたりとも思はれねば、國學者間には、古は榊葉を用ゐたりしが、後世松に變れる由を云ふ者あり。純日本風といふ方面より云へば、大抵さもありぬべく推し測らるれど、それ將た確據證文あるにも非ざるべく、又いつの御代の頃よりといふ事も詳ならざるべし。さて余は想ふ、我國當今の正月の儀式は、大抵和漢折衷といふよりも、寧ろ混合式にて、甚だ純粹なる者に非ず。屠蘇の唐代より傳はりたるは、申すに及ばず、其他にも唐代の例と見ゆる者もある中に、唯鏡餅を供へ注連を引き廻はす事のみは、全く我國の故事に起れる者にて、曾て彼國には無き事なり。されど其れさへ漢學者間には、桃符葺索の故事を引て、注連はやがて葺索の變化ならんといふ者もあり。余を以て之を觀れば、此は正しく我國神代の故事にて、是のみ

し、天照大御神を、招き返し奉れるに異ならぬ者なれば、此式は日本紀古事記の神代の巻を、其儘用ゐて之に擬へたる者にて、鏡餅は當初岩戸の前に獻りし御靈鏡に擬へ、それに今一つ少し小きを副ふるは、太玉命の御幣（ミテグラ）として榊に懸けし鏡の、天の岩戸に觸れて少し缺けたりと云ふに擬へし者、又注連繩は、云ふ迄もなく、天の兒屋根命の、此處より內に莫入（ナイリ）ましそと申しつゝ、天の岩戸に引き渡したるしりくめ繩に擬へたる者なる事、今もしめ繩と云へるが、卽ちしりくめ繩の省語なるにて知るべし。されば此は紛ふ方無き我國風なり。されど、餅を用ゐて鏡に擬ふる事、何に因て起り、いつの代に始れるにや。此は研究の要あるべし。想ふに中古我國には正月齒固の餅を祝ふ事あり、其餅が神棚に供ふる鏡に移りて、遂に鏡餅となれるには非るか。若しさもあらば、齒固といふ事は、何に因りて起れるか、疑もなく彼國の膠牙餳より移りし風なるべし。彼國には多く糯米を擣て食ふ事無ければ、（糯米を擣て食ふ者を、我國にては昔よりもちと云ひ、字には餅と書けど、其實此は古人の誤譯にて、彼國にて餅と云へるは、糯米にて作れる食品の義にはあらで、麵粉にて作り、殊に扁圓形なる者を云ひ、之を燒きたるは燒餅（○○）、蒸したるは蒸餅（○○）、熱き汁の中に入れて食ふは湯餅（○○）、食法も多少相違し、形製も多少異なれども、其扁圓なるは皆一なり。同じ樣なれども、腰を高く頭を丸くしたるは饅頭（○○）にて、饅頭は頭の丸き故の名、饅頭の如くなれども、頭を十文字に割りて蒸したるは、猶十字餅（○○○）と云ひ、總て扁圓形なるを餅と稱する故に、外國の扁圓形なる金銀貨幣をも、金餅銀餅（○○○○）と云へり。（今、我國にて煎餅といへるは大抵扁圓形なり、此

のみは本語に近し》餅の糯米にて作れる食品の義ならぬ事、推して知るべし。但かく云へばとて、彼國には糯米にて食物を作らぬにはあらず、作りても其を餅と云はざるのみ。黏糕（ネンカウ）といふ者あり、稍我國の餅に似たれど、臼杵にて擣て作れる者にあらず。糯米を粉にして、蒸して壓搾して、厚さ三四寸、幅二三尺、長さ四五尺に作り、中に大棗など雜ぜて甘味とし、薄く切りて、串などにさして食ひ、或は粟にて作る事もあり。此は歳末などに大道端などに賣る、一寸我が餅に似寄りし者なれども、總て正月の儀式に用ゐる者に非ず、所謂る粗點心にて、上級の食品に非ず。又元宵（ユアンシヤウ）といふ者あり、此は糯米の粉を、團子の如く作り、中心に砂糖を包み、油に揚げても、湯の中へ入れて汁粉の如くしても食ふ、正月上元を中心に遣り取りせらるゝ食品なり。以上は皆擣て食ふ者にあらねども、亦糯米を擣て食ふ事も全く無きに非ず、其は北京其他都會の地には見えねども、各省地方の片田舍などには、我國のもちと同き食品あり、是も亦粗點心にて、黑砂糖など付けて、下等人の食物とす、之を糍粑（ツーパ）と云ひて、餅とは云はず。糍粑の事は、碧巖錄にも見えたれば、昔より有りし者の、今は邊僻の地にのみ殘れるなり。糍（ツー）は粢（ツー）の俗字なれば、擣て食ふもちには、粢の字を用るを可とす、餅の字は當らず）粢をば用ゐずして、餳（タン）即ち飴を用ゐしなり、此は老人の齒を拔けぬやうねばり付くる由に祝ふ者なれば、之を膠牙餳と云ひ、白樂天の歳日家宴戲示弟姪の詩に、歳盡後推藍尾酒、春盤先勸膠牙餳とある是にて、歳日は元旦なり、藍尾酒は屠蘇なり、屠蘇は幼者を祝する者なれば、老人は後に飲み、膠牙餳は老人を祝する者なれば、老人に先

つ觀むるなり。此膠牙の二字を、我が國語に翻譯して、齒固めと云ひ（牙齒後世通用する事、齒科醫を牙醫と云ふなどの例なり）我國には糯米を搗て食ふ慣例なれば、やがて餳を餅に轉じて、膠牙餳を齒固餅とし、かくして齒固餅を正月に必祝ふ事となれるは、恐らく此白樂天の詩の尤も行はれし頃よりの事なるべし。唐風模仿は、延曆弘仁を最とし、延喜天曆に及ぶ。白氏の長慶集は、弘仁天長の際に、入唐僧惠蕚に因て將來せられ、爾來盛に行はれて、我國詩人の標的となり、菅丞相の如きは、其尤も之に私淑せる者、獨詩人のみならず、我國風にも及びて、歌人の思想に影響し、萬葉調の一轉して古今調となれるも、長慶集に負ふ所無しといふ可らず。又長慶集の流行は、獨儒雅男子の間のみに止まらず、閨閣の中にさへ行はれて、當時の才媛なる紫式部清少納言の類、皆之を諳誦し、其の作物なる源氏物語枕草紙等には、自由に引用せられて、其の傳播察するに餘あり。されば屠蘇白散（ビャクサン）や、膠牙餳やは、白氏文集に因て、始て我國に傳はりしには非ずとも、其傳播は恐らく白氏文集の傳播に隨て、益助成せられし者なるべく、屠蘇も齒固餅も、此間に在て我國に行はれし者とぞ思はるゝ。さて此齒固の餅を多く搗く事より思ひ付きて、いつの程にか神棚に供ふる御鏡にも、之を應用する事となりて、鏡餅といふ者は起れりと覺えたり。果して然らば、是のみは純粹なる我國風と思はるゝ者の内にも、幾分の加味ありて、完全なる上古の風とのみは云ひ難きに似たり。

かくて絶て彼國の風ならで、全く我國の習とのみ見ゆる鏡餅にさへ、轉々化々して、幾分の加味を免

れぬ形跡あれば、松飾の如きも、之と同例にて、絶て彼國の風ならねど、此は又更に大に加味せられし者なるべく、而も其は全く別意の加味をも取添へられたる者とぞ覺しき。何とならば鏡餅注連繩を、天の岩戸の故事より起れりとせば、松飾は當然榊葉ならざる可らざるに、之に代るに松竹を以てせるは、單に松竹は、榊葉と同じく常緑なりと云ふのみの意に非ず。他にも意味ありげなれど、さしづめ詩經の斯干の、如竹苞矣、如松茂矣と云ふより取りて、重に祝意を主とせる加味と覺しく、我が國風は勿論、唐風をさへ委しく知らぬ輩が、松竹を單に目出度き者とのみ心得、彼國にて松を何如なる處に用ゐる者とも知らず、又我が古風をも打忘れて、我が國風にも非ず、彼の國風にもあらぬ、一種何と云はれぬ風習を作り出したる者にて、實は捧腹絶倒の次第なれど、今は破り誹き我が國風の一となれるなるべし。

又其飾に取添へらるゝ橙、串柿、搗栗、蝦、昆布、ゆづり葉の類、是又漸次に追加し、雜多に取添へられし者なるべく、何れも近世の事にて、古風の體とも思はれず。其れが中に昆布（ヒロメ）は、古き祝詞の内にも、大海乃物波荒布（オホウミノモハアラメ）和布（ニギメ）などいふ文あり、昆布は其類にて、固より神饌に供へらるべき者なれば、注連飾に添へらるべきは、當然とも云ふべきなれど、其を喜こんぶと附會して、荒布和布は用ゐず、昆布のみを取れるは、後世の駄洒落（ダジャレ）なり。又搗栗を勝栗と附會して用ゐるは、勝を好む武家の代になりての取添なるべし。（搗くをかちといふ、餅も搗く者なれば、かちんといふ、是等より推して考ふれば、餅を多く搗きて食ふ事も、實は武家以後勝を祝ふの意に取りて、益盛に行はるゝ事となれるにはあらざるか）串柿

橙を用るは、百事大吉（白柿大橘）と云ふ支那流の洒落を加味せし者なりといふ。此は恐らく足利氏の中世以後屢次入明せし商人輩が、寧波邊にて越年見聞せし所を見習ひ來て、よき事見たりとて取添へたるに始れるには非るか。（北京音は橘と吉と同音ならず、南方の何方かの音なるべし）然るに此は我が普通の商人等には、耳遠き洒落なれば、更に蝦や譲葉やを取添へて、蝦は腰の曲れる所老人に似たりとて、俗に海老といひ、老年の義に取り、橙をだい〳〵といふ故、老年となりて代を譲るの義として、代々譲葉と、日本流に洒落直したるなり、是などは恐らく江戸時代の駄洒落屋の作り變へなるべし。かくして今日の松飾注連飾は、大抵種々に附加せられて、鶴式となりて、何れの國の原意も、いつの間にか、いづれにか消え失せて、今日の體となれる者とぞ思はるゝ。

さてかく考へ來る時、松飾の盛に行はるゝ世となれるは、さしも古き事にはあらぬげにも思はるれど、又まさかに左程近世の事にもあらざるべく、之に關連して考へらるゝ者に、左義長あり、松拍子あり。左義長は、昔時宮中に行はれし年中行事の一にして、左儀仗、三毬杖などいふ諸説區々にして、一定ならねど、兎角は正月十五日に、左近の陣かなどにて竹を焼く儀式なり。此は正しく爆竹の式にして、爆竹は歳末年始殊に正月上元に行はるゝ者にして、唐人の詩にも見えたれば、王朝時代に、唐風を摸して行はれ來りし者なるべく、本國の支那には、後世爆竹とは云へど、竹を用ゐず、紙を張りて作り居れど、當初我國に傳はりし時代には、實事に竹を用ゐしなるべく、隨て此式の古きを知るに足れり。松拍子は、

定まりたる式あるに非ず、地下にて之に倣ひ、更に松を加へて、焼き立てはやし立てゝ、打ち興ぜし者にて、爆竹は原意追儺と同じく、悪鬼を追ふ者なれば、大なる音響を起して、鬼を驚かすを主として、竹を焼きて松を焼かず、然るに此は松をも加へて、火をも盛にし、氣燄を擧げて、面白可笑しくはやし立て、騒ぎ立つるを主としたれば、遂に松拍子と名付けらるゝに至れる者と思はる、此事いつの代に始れりや、詳ならねど、其盛大となれるは、足利義滿の時なりといふ。義滿幼にして赤松氏に養はる、赤松氏其養君の心を取らんが爲に、種々に心を碎き、さて廣き庭に、松竹もて飾物を作り、はやし立て、舞ひ狂ひ、終ては松竹に火を付けて、焼き立てたれば、竹は鳴る、松は燃え上る、若公殊の外打ち興じ給ひ、痛く喜び給ひしより、年々之を執り行ひ、遂に京中の見物となりて、赤松氏の松拍子には、常に將軍家を始として、見物に招かれ、僧侶さへ之に加はれる由、蔭涼軒日錄に見えたり。上の好む所は、下之より甚しき習なれば、此風流行して、諸家之に倣ひしのみならず、遂に民間の風習ともなり、當時に行はれしに止らず、今に至るまで或る地方には、尚此風を傳ふる處あり。余は三四年前、群馬縣地方に遊びしが、一月十三四日頃の曉方と覺えたり、寐ながら聞けば、戸外に七八人の小兒の群と思はれて、早く起きないと、焼きますよと警告しつゝ、軒別に廻り行けり、何事やらんと問ひたるに、此地方には、今は衰へたれども、古き風習あり。正月諸家の取除けし松竹注連飾を、土地の小兒が貰ひ受け、閑地に持ち往き、松竹を柱とし、注連飾を張り廻して、小屋を造り、其中に大鼓など敲きて一夜を明し、曉方

になりて、諸人を呼び起して之を焼く、之をどんど焼きとも、道祖神焼きとも唱ふる由、是正しく松拍子の遺風にして、又左義長の餘習とも云はるべし。何とならば、其正月上元頃に行はるゝと、道祖神焼きと唱ふるとを以てなり。我國の昔に道饗祭（ミチノアヘ）といふ事あり、此は道祖即ち衢神（チマタノカミ）を祭る事にして、海外人の來朝の時、若くは悪病流行の時等に行はれ、其方向道側にてする悪魔逐ひ拂ひの祭なり、左義長の爆竹も悪魔拂ひなれば、其義相同じ。此道祖神焼も、舊來は道中にて行ひしを、今は警察の取締にて畠中などにてする事となりて、何故道祖神焼と云はるゝか、其理由も分らずなりたれど、其原意を推すに、大抵此の如し、此事余が知れるは此地方のみなれど、恐らく他の地方にもあるならん。されば爆竹に松が加はり、はやし物造り物となりて、原意は漸く薄らぎたりとも、當初は全く本志を失ひしには非ず、松の榊に代れるも、其常綠樹なるに變り無かりき。されど焼き立つるには、松の方を便なりとし、殊に多く用ゐるに於て、松を都合よしとす。かくて此松拍子の流行によりて、一層松を用る必要となり、且つ門松は一般の者となりて、終には榊を用ゐし舊法を忘れ、又竹も本と爆竹用の者なりしを、原意を取違へて、唯目出度意味に、松竹を揃へて使ふ事の如くなり行き、今の世には是こそ純日本式といふ様になれるなるべし。されば門松は、足利氏以前より有り來りし例なりや否やは知らず、余より之を觀るに、其一般となり多く用ゐらるゝに至りしは、松拍子の盛となりし義滿以後の事なるべく思はれ、一休和尚は文明十三年に示寂せし僧、足利氏の中世に當り、恰も此門松全盛の時代に出會ひ、松拍子の面白さに

浮かれ興ずる人等に、大喝一聲、一里塚の警語を腦天よりあびせ懸けたりしには非ざりしか。

更に一歩を進めて云はゞ、彼國の所謂る如ニ竹苞一矣、如ニ松茂一矣は、祝意には相違あらざるも、何の目出度さにも常に之を用ゐるには非ず、用處に因て、文句は同からず。而るに我が國の模倣家は、其等の事に、一向注意せず、いつも紋切形の挨拶にて、何事にも目出たしとては、松竹鶴龜、其他を知らず。婚姻にも松竹鶴龜、出産にも松竹鶴龜、小兒の祝にも松竹鶴龜、老人の賀にも松竹鶴龜、床の間の置物、欄間の彫刻、書畫の幅額面、衣裳器物の紋様迄、目出たしとては、松竹鶴龜に非ざるはなし。松竹鶴龜は殆ど祝意の全幅、之を除きては、何を以て祝意を表す可きかを知らず、餘りに變化を知らざる無識さ、笑止の至なり。又時に松竹梅を目出度事に用る事あり、此は歳寒の三友にて、多期には之を賞すべきも祝意には非ず、松竹には、目出度由の本文ありとも、梅に何の本文ありや、時節はづれに賞すべき者に非ず、論外といふべし。されば是等は全く遣唐使も往復せずなれる世に、彼國の事情を深くも心得ず、單に彼國人の用る事を、何事もよき事とのみ思ひて、變化も知らず摹仿せる故なるべし。兎角白樂天を引合に出す様なれど、長慶集には、栽レ松の詩もあり、栽レ竹の詩もあり、又其句の中には鶴龜千年も見えたり、されば是等も長慶集の廣く俗間にまで行はるゝ事となれる世に、取り集めて目出度事の限とし、後又歳寒の三友が混同して之に加はり、何に寄らず祝意を表する事とては、松竹梅鶴龜となり、正月の松飾も、原意は失はれて、唯目出度由に松竹を立つる事の如くなれる者にて、彼國の風を面のあたり見

し遣唐使往復時代に、此事あるべくも思はれず、松は古より彼國には墓地に植る木なるを、長年實地に目擊せる留學生等が、いかでか默して之を見逃すべき。

かく言へば、我國にのみ居て、松を目出度事の例にのみ引く人よりは、異樣に思はれもすべきが、事實彼の國には、松柏は陵墓に植る主木にして、現在確に然るのみならず。古書にも歷々其證あり。其尤も明に之を言へるは、淮南子の齊俗訓にて、殷人之禮、其社用レ石、祀門、葬樹レ松、其樂大護晨露、其服尙レ白、周人之禮、其社用レ栗、祀竈、葬樹レ柏、其樂大武三象棘下、其服尙レ赤とあり。淮南子は漢の高祖の孫淮南王劉安の作なれば、此は漢初の傳にて、古よりかく傳へられしなるべく、柏は周代より、松は更に其れより古く殷代よりして、墓木に植ゑられし者なり。司馬遷は劉安と相前後したる時代の人にて、之を其作れる史記晉世家に裏書して云く、重耳謂二其妻一曰、待レ我二十五年、不レ來乃嫁、其妻笑曰、墓二二十五年一、吾冢上柏大矣と、此事左傳より出で、原文は就レ木とのみありて、何木とも云はれねども、司馬遷は周代の事なればとて、之を引直して柏と云へるなり。されば殷人は松を植ゑ、周人は柏を植るといふ說は、淮南王一家の言のみに非ずと知られたり。さて秦代に在ては、何木を植ゑたりけん、明文を見ざれば知り難けれど、猶松柏二樹の外には出でさるべく、他樹を用ゐたりとも思はれず。漢代に在ても松柏なりし事知られて、漢書外戚傳班倢伃の賦に、願歸二骨於山足一兮、依二松柏之餘休一と云ひ、注に山足ハ謂二陵下一也とあり、倢伃は班固が姑、前漢の孝成皇帝の倢伃なれば、生きて皇帝の恩澤を受けたる身の、

死ても願くは帝の陵下に骨を埋めて、陵上の松柏の雫を、君が恵の露と頼み参らせんといふ意にて、皇帝陵上に松柏を植ゑられたる事明なり。又宣元六王東平思王傳の註に、皇覽云、東平思王冢在無鹽、人傳言、王在國思歸京師、後葬、其冢上松柏皆西靡也とあり、さらば諸王の塚にも、松柏を植ゑしなり。又東方朔か傳に、柏者鬼之廷也とありて、注に言鬼神尚幽闇、故以松柏爲廷府也と云へり、此も亦松柏は墓木なれば、其下を鬼神の廷府と云へるなり。此外文選の古詩十九首の内にも、驅車上東門、遙望郭北門、白楊何蕭々、松柏夾廣路、下有陳死人、杳々即長暮といひ、出郭門直視、但見丘與墳、古墓犂爲田、松柏摧爲薪、白楊多悲風、蕭々愁殺人などもいへり、此は誰が作とも知られねど、前漢人の作なる事は、古今の許す所なり。さては此は雜人の墳墓にも松柏を植ゑたるなり。是前漢も周秦の後を受けて變ぜさりし事灼しく、後漢に至りても猶然りし事は、爲焦仲卿妻作といふ一篇の古風あり、仲卿夫妻情死の事を歌ひて、頗る委曲を極め、其末にかく云へり、兩家求合葬、合葬華山傍、東西植松柏、左右種梧桐と、又漢末陳琳が爲袁紹檄豫州に、梁孝王先帝母昆、墳陵夷顯、桑梓松柏猶宜肅恭と見ゆ、是後漢も亦同く然りし事明に、又唐人李商隱の詩に、誰料蘇卿老歸國、茂陵松柏雨蕭々と見ゆ、茂陵は漢の武帝の陵、商隱唐末に生れたれど、茂陵に松柏の古木となりて立てるを目驗して、かくは歌へるなるべし、以上は皆漢人の陵墓に、松柏を植ゑたりし證文なり。降て曹魏となりても、此風一定して變らず、曹操は一世の姦雄、されど死ぬる今はは、案外愚癡にて、其得意時代に豪奢を極めし銅雀臺の

而白さが忘れ切れず、遺命して當時の歌妓美人音樂師等をば、一切臺中に籠め置き、終身離散せしめず、されば此輩は生き埋め同樣、一生を恨めしく明し暮して、臺中に死したり。後人之を憫みて詩を作りて其事を歌へる者多く、謝元暉は鬱々西陵樹、詎聞歌吹聲とのみ云ひて、此鬱々たる木の何種の者なりやを言はざれども、唐人の詩に因て其松柏なりし事は明なり。西陵は銅雀臺の西方なる曹操の墓にて、唐人の詩には、北登銅雀臺、西望青松郭、總帳空蒼々、陵田紛漠々（王無競銅雀臺舞餘依）帳泣、歌罷向陵看、蕭索松風暮、愁煙入井欄（鄭愔同題）西陵松檟冷、誰見綺羅情（王勃、銅雀臺妓）高堂西北望、流涕向青松（同上）況向松日暮、悲吹坐蕭々（袁暉同題）などと云へり、是皆曹操が墓に松を植ゑたりし證なり。又曹植が寡婦詩に、高墳鬱兮巍々、松柏森兮成行とあり、曹植は曹操が次子、是皆魏人の松柏を種ゑたりし明文なり。更に六朝に至りても、陸機が門有車馬客行に、墳壟日月多、松柏鬱芒々と云ひ、文選張載が七哀の詩に、丘隴の荒れたるを哀みて、顧望無所見、唯覩松柏陰と云へる呂向が注に、松柏墓丘所生と云ひ、又阮籍が詠懐十七首の中に、登高臨四野、北望青山阿、松柏翳岡岑、飛鳥鳴相過と云へる李善が注に、雁砌風俗通曰、葬於郭北々首、求諸幽之道といへるなど、皆是松柏の墓木なるを證せる者にして、謝靈運は廬陵王墓下作に、徂謝易永久、松柏森已行と云ひ、顔延年は拜陵廟作に、衣冠終冥漠、陵色轉葱青、松風遵絡急、山煙冒壟生と云ひ、江淹は潘岳が悼亡の詩に擬して、殯宮已清肅、松柏轉蕭瑟と云ひ、又文選丘遲が與陳伯之書に、將軍松柏不翦、親戚安居とある五臣注に、松柏不翦、謂不毀損其先代墳墓也と云ふ。以

上は皆晉宋齊梁人の詩文なれば、六朝時の墓木も松柏なりし事明に、唐人に至りては、詩文の今に傳はれる者甚多く、松柏を墳墓に云へる者枚擧に暇あらざれば、一々には擧げ難けれども、有名人の作を一二代表として示さば、沈佺期が邙山に、城中日夕歌鐘起、山上唯聞松柏聲、邙山は洛陽城外なる墳墓地なり、張說が過漢南城歎古墳に、松柏剪無餘、碑記滅無傳、張九齡が過樊妃墓に、牢落山川意、蕭疎松柏陰、李白が過四皓墓に、隴寒唯有月、松柏漸無煙、杜甫が重過昭陵に、再窺松柏路、還見五雲飛、王維が哭殷遙に、送君返葬石樓山、松柏蒼々賓馭還、韓愈が大行皇太后挽歌詞に、秋天笳鼓歇、松柏徧山鳴、白居易が和元九悼往に、舊宅牡丹院、新墳松柏林、此外柳宗元が寄許京兆孟容書にも、先墓在城南、無異子弟爲主、獨託村鄰、自譴逐來、消息存亡、不一至鄉閭、主守者固以益怠、蓋夜哀憤、懼便毀傷松柏、芻牧不禁、以成大戾などあり、かく一と渡り見流したる處のみにても多く、唐代の狀態は、以て悟るべきに非ずや。是より以後五代宋元明清、今に至りて尙然り、其は際限も無ければ、一々之が例證を擧げざるべきも、松柏の古今を通じて墓木とせられしは、甚だ明瞭なる事實なり。

但かく云へばとて、松柏以外は墓木に用ゐずといふには非ず、前に引きたる諸文の內にも、古詩十九首には白楊あり、爲焦仲卿妻作には梧桐あり、王勃が銅雀臺妓の詩には松檟とあり、尙唐人の詩には、朱子奢が文德皇后挽歌に、寒光向壟沒、霜氣入松楸などあり。凡そ是等の木は皆墓木に植ゑらるゝ者なれど、主木は松柏なりしにて、阮籍が詠懷の詩の李善注には、仲長統の昌言を引て、古之葬、植松

柏梧桐ニ以識ㇾ墳とありて、左右種ニ梧桐ニといへるに裏書せり。されど松柏梧桐のみにはあらず、周代頃には、櫝樹を多く植ゑたりと覺しく、左氏傳哀公十一年伍子胥の誅せらるゝ處に、將ㇾ死曰、樹ニ吾墓ニ櫝ヲ、櫝可ㇾ材也、吳其亡乎とあり。材とは棺材を云ひ、吾墓木の成長して棺材とならん時、吳王も亦死ぬべき時が到來せんぞと云へるにて、櫝は棺材に適したる木と思はれ、墓地に櫝を植るは、やがて棺材にする意にて、同左傳哀公二年に、夏齊姜薨、初穆姜擇ニ美櫝ヲ、以自爲ニ櫬與ニ頌琴ヲ、季文子取以葬、又同四年秋定姒薨、不ㇾ殯ニ于廟ニ、無ㇾ櫬不ㇾ虞、云々、初季孫爲ㇾ己樹ニ六櫝ヲ於蒲田東門之外ニ、匠慶請ㇾ木、季孫曰略、匠慶用ニ蒲圃之櫝ヲ、など見ゆ。櫬は親身棺にて、貴人は棺を幾重にも作り、親身棺は其尤も內に在る棺なれば、早く朽ぬ樣とて、好き木を擇べる者から、生前豫め其棺材を用意すとて、穆姜も季孫も己が死後の爲にと植ゑ置きたるなり。櫝の棺材に適する木なる事知るべく、此は墓所に植ゑたるならねど、墓所に植る木は、其人の棺にはならぬが、何れも棺材となるべき木なり、されば松柏を植るも尙其意にて、松柏は棺材に適する木なり、何とならば、禮記喪大記に、君松椁、大夫柏椁、士雜木椁とあり、松柏は親身棺とはならずとも、椁材には之を用ゐしなり、漢代には黃腸といふ事あり、黃腸は柏の白膚を除き、中心の黃なる處のみを用ゐし者にて、上等の椁材として、天子も之を用ゐらる、さて櫝は何如なる木かと問へば、左傳の正義に、釋木云、槐ノ小葉ナルヲ曰ㇾ櫝、郭璞曰、槐當ㇾ作ㇾ楸、細葉者爲ㇾ櫝、又云、大而皵ナルヲ楸、小而皵ナルヲ櫝、樊光云、大ヲ老也、皵ヲ楮皮也、皮老而麁楮者爲ㇾ楸、小ヲ少也、少而麁楮者爲ㇾ櫝、又云、椅ヲ梓、郭璞曰、卽楸也

と云へり。さては楸と櫬とは、老樹と幼樹との差にして、結局は梓樹に同じ、孟子に拱把之桐梓と云ひ、舍其梧櫬、養其楩楠と云へるも、梧桐也、櫬梓也とあれば、梧櫬桐梓畢竟同一なる事明に、天子の御棺を梓宮といひ、梓木を用ゐて作る、故に又、梓を木王といふ、されば櫬楸梓同質の木にて、皆棺材となる木なり。梧桐も亦棺材とせし者にて、左傳哀公二年に、桐棺三寸、不レ設二屬辟一と見え、又莊子天下に、今墨子獨生不レ歌、死不レ服、桐棺三寸而無レ槨、以爲二法式一ともあり、此は後世上等の棺材とはせられねど、古代には貴人も之を用ゐたりし事あるにや、帝王世紀には、禹衣衾三領、桐棺三寸と云へり。白楊も棺材に用ゐたりし明文は無けれど、此は現實に下等の棺材には、大抵楊柳を用ゐたれば、此も古に於て棺材たらずといふ事を得ざるべし。かく觀る時は、松柏を始め、墳墓に植る木は、やがては又棺材となるべき者を用ゐたりと、解する事を得べくして、一種には限られざれど、兎角松柏は其主木なり。唯文選任昉が劉先生夫人墓誌の李善が注に皇覽を引て、聖賢冢墓記注曰、孔子冢在二魯城一北泗水一南、冢塋中樹以百數、皆異種、人傳言、孔子弟子異國人、各持二其國樹一來種レ之、其樹柞枌雒離五味檽檀之樹、魯人莫二之識一と云へり。余は曲阜に往かねば、孔子の丘墓は見ざれども、誠に松柏を種ゑたるを聞かず、されど此は特殊の例にて、魯國はさて置き、宋齊衞陳等諸國の弟子が、思ひ思ひに其本國に宜しき木を持ち寄りて、各々其誠意を表明したる者なれば、有り觸れたりし松柏は、反て植ゑ處無きに至れる者にて、此は其れが面白きなり。禮記の檀弓を閲るに、孔子の葬に、諸弟子の各表識を爲したる事も見え、定て

異なる所あるならんとて、遠方態と見に來し人もありし由も見え、墓上に廬して、諸弟子心喪三年を服し、服畢ても猶立ち去らざりし人さへありし事、孟子之を云へば、げに墓木の持ち寄りと云ふ事もありしなるべし、されど之を以て普通の例とは見る可らず。

さてかゝる習慣ある者の眼よりして觀れば、一休ならでも、門松は恐らく冥途の旅の一里塚の觀を免かれざるべし、況や更に松門柏城と云へる語さへあるをや。そも松門柏城とは、如何なる者かと問へば、松門とは墓地の門又は寺院の門にして、柏城とは、陵所の圍牆の內などを云ひ、其名の如く松柏を植ゑある故の稱にて、貴人の陵墓は、圍牆を嚴重に作り固めたれば、之を城といふ。是等の語は唐代より起りたれば、今一二唐人の用ゐし例を擧て、之を證すべし。宋之問が范陽王挽詞に、蒿里衣冠送、松門印綬迎、駱賓王が樂大夫挽詞に、蒿里誰家地、松門何代丘、岑參が故西河郡林太守挽歌に、蒿里埋雙劍、松門閉萬春、蒿里は古墓地の名なり、又權德輿が觀葬者に、塗嫗隨畫哭、數里至松門、塗嫗は古の所謂る俑の遺風にして、今は多く紙にて作り、金童玉女などとて、葬送の人夫の擔ぎ行くは、其又遺風、松獅松鶴の類も、其實は之に同じ。以上の松門は皆墓地の門を云ひ、又錢起が同李五夕次香山精舍に、松門入幽映、石逕趨迴選、孟浩然が送朱木非遊巴東に、沙岸江村近、松門山寺深、杜甫が贊公土室に、土室延白光、松門耿疎影、元稹が送王協律遊杭越に、松門天竺寺、花洞若耶溪、戴叔倫が重遊長眞寺に、蒲澗十年雨、松門午夜風、又皮日休が寄題天台國清寺に、十里松門國清路、飯猴臺上菩提樹などに、

いへる類は、皆大寺の門前又は境内などに、並木や植込としてあるに因りて、寺門を松門と云へるなり。柏城は白樂天多く之を用ゐ、其の開成大行皇帝ノ挽歌に、月低儀仗辭蘭路、風引笳簫入柏城、又新樂府陵園妾に、松門至曉月徘徊、柏城盡日風蕭瑟、松門柏城幽屏深、聞蟬聽燕感光陰、又許渾が懿安皇太后ノ挽歌詞に、挽移蘭殿月、笳引柏城風などあり、皆陵墓寢園に於て之を言ひ、其他には用ゐられず、其いかめしく作り廻はされしによりて言へる事明なり。又此外に松阡といふ事もあり、阡は阡陌にて、墓地内の小路の縱横に通ずるを云ひ、彼國の義地（共同墓地にして、貧者の自家專用墓地無き者、行倒れ人などを葬る處なり、富豪貴人は皆專用墓地あれば、共同墓地には葬られず）などに入りて見れば、何如にも此の阡といふ事が、明に目に映じ、墓地を隴阡といふ事に、成程と首肯せらる、さて其松阡と云ひし例は、李嘉祐が故吏部郎中贈給事中韋公ノ挽歌に、社里東城接、松阡此地開とあり、松阡も墓道の邊に、松を植ゑある故の名なり。凡そ是等の例證を見る時は、松は彼國古今を通じて、墓地に用ゐらるる植物なるを知るべく、一休禪師ならずとも、門松は黄泉路上の塚子（一里塚）と見ゆるに非ずや。

余をして更に徹底して言はしむれば、其實門松のみならず、凡ての人家に松を植る事も、皆何如はしき事にて、禁忌に觸るべき事と思はる。何となれば、世説に下の一條あり、晉張湛好于齋前植松柏、袁山松出遊、好令人歌挽、時人謂張屋下陳屍、袁ノ道上行殯と、齋前とは書齋の前、卽ち庭園の植込なり、かく云はれしは、松柏は墓地に植る者なるに、張湛其を軒前に植ゑて賞翫せし故、彼は墓中の陳屍

にてはなく、まだ死にもせねば、あれこそ屋下の陳屍よとて、世人に笑はれたりといふ義なり、陳屍とは上に引ける古詩十九首の、松柏夾廣路、下有陳死人の陳死と同じ、生きたる野晒しの義にて、墓中の朽骨ならで屋下の陳屍といひしなり。今日我國に廣き庭園を持てる人などに、松を植ゑぬは殆ど無かるべければ、現在我國にも無數の屋下の陳屍ある次第にて、笑止の至り、捧腹絶倒の限なり。張湛や袁山松は、豁達超脱の人にて、一切御幣を擔がぬ流なれば、俗人の笑罵は、何共思はぬ故に、人に挽歌を歌はせて面白がり、俗人の忌む木を態と植ゑさせて興がりもしつらんが、我國の金持者流の大俗物が、相當に御幣を擔ぎ、緣起を祝ひながら、知らぬが佛にて、庭園に金を費して、好んで屋下の陳屍となりたがるが、何如にも面白き現象なり。之を要するに、我國の庭園は、不知不識の内に、いつの間にか、墓地に緣ある御寺臭くなり來りしを知らざるが故なり。

余がかく斷言する所以は、他にあらず。是も亦足利氏中世の餘臭、今日に及びし者にて、足利義敎、義政父子は、庭園盆栽に趣味深かりし人、其の義敎は、鎌倉殿の所謂る還俗將軍、最初は天台座主たりしが、宗家を相續してよりは、足利家代々の宗旨なる禪宗に立ち返り、受戒を夢窓國師の龕前に授かり、常に禪僧と親しみ、禪寺に出入して、禪寺御成といふ事殆ど虚日なかりしは、蔭凉軒日錄の詳記する所、室町將軍の屋形の窮屈さに苦しみては、禪院の風景殊に延びやかなるにあこがれ、山海珍味に飽きたる口には、禪寺の精進料理ゆかしく、禪僧の仕立つる盆栽の、何と無く俗氣なきに見取れては、自己の盆

栽を、蔭涼軒に預け置かゝる程の、禪宗心醉者、其子義政は、幼にして兄に代りて將軍となり、世に困苦艱難ある事を知らぬ人、由來富貴の家に生るゝ者は、奢侈に陷り易き習にて、建築を好み、居室を飾り、高倉殿の造作には、障子にのみも莫大の金を費したる事あり、奢侈の資料に事を缺き、屢次日本國王と稱して、明朝に使を遣りて、乞食臭くも、十萬貫の錢を乞ひたる人、其又入明が、天龍寺を始め、其他の禪寺に大利益ある者とて、禪寺禪僧は、競て入明費用を負擔し、爭て船を出さん事を請ひ、正使副使以下の使人、大抵禪僧を用ゐたれば、其等の人選は、鹿苑院蔭涼軒の推薦多く、殊に蔭涼軒は將軍の祕書の如し。隨て義政は、禪僧に親しみ深く、父の時より一層進みて、蔭涼軒の眞藥などは、殆と黑衣宰相の評ありて、政事に迄も口入するに至り、應仁の亂の一端は、此邊よりも胚胎せる勢。かゝる人なれば、夢窓國師をば、上無く尊敬し、夢窓が曾て住持せし寺院には、竹木一本を動さしめず、池に飼へる水鳥の數をさへ減ぜしめぬ法を定むる程の信仰者。さて東山に隱居の身となりては、出家剃髮して、表面より僧侶と均しく、其の山莊の銀閣には、觀音大士を居ゑ付けて、之を佛寺に擬し、諸室の名さへ、當時の名僧を召して擇ばしめ、庭園を作りては、專ら範を禪寺に取り、河原善阿彌などを、各處の禪寺に遣りて、其一草一木を植るにも、某寺のはかく、某院のは云々と、一切其風を模したり。是に於て前將軍の庭園は、殆と山寺に異ならず。又茶室を作りて、禪庵に擬し、天下の亂も知らぬげに、茶を煎じ花を挿して風流とす。當時の天下は、所謂る下剋上の世の中にて、武人跋扈し、競て搶奪を事とし、偏

に腕力を恃みて、義理人情を沒却し、兄弟牆に鬩き、堺舅の間も、敵國となり、京洛の內も、干戈の巷となり、切取り强盜は、武士の習、人倫變じて豺狼となる、凄まじなんど、謂ふばかり無し。此時に當り義政一人は、「東山風に靡くや茶の烟」にて、物外に超然として、禪僧を友とし、書畫を弄び、泉石に對して、茶を啜り句を錬る、其外は殆ど事を事とせざりければ、げに風流と云はゞ風流、當時に在ては、高尙とも閑雅とも、此に越したる者は無りしなるべし。されば斬つたり、張つたりの戰國時代に在りては、殆と振り返る人も無かりつらんが、少し世の中靜まり氣味となりては、此殺風景にあきれ果て、如何にして此荒びたる人心を緩和すべきとは、心ある人の皆期せずして會する想なるべし。さてこそ木下秀吉など迄が、柄にも無き猿の人眞似、舊足利殿中の同朋衆などを駈り集め、茶の湯の會といふ事を始めたるなれ。是より諸大名衆も、茶事を習はざるを得ずして、千の利休などが、大幅を利かし、宗匠となりて之を敎へ、東山殿を風流の標的と定め、作法は足利の式に依り、茶室は貧僧の庵室に倣ひて、必四疊半とし、茶器は建盞天目、唐物の使ひ古るしを、わびと稱して珍重す。秀吉は桃山時代を作り、英邁なる性質、豪奢を極め、此の如き小天地に局促たる人にはあらねど、英雄人を欺く手段として、時には一時の方便に、此の如き事を遣りし者。爾來德川氏も、是等慣用手段を用ゐ、腕拳のみ强き武人の懷柔策として、此緩和劑を投じたれば、足利氏は滅びたれども、東山殿の式は滅びず、茶室庭園悉く其規模に因れるが故に、山寺庵室の風が、富豪貴顯の家にも入り、終(ハテ)は船板屏に見越しの松が、妾宅の例と

なる迄に至る、變れば變はる世の中といふべし。

かく云はゞ、世に庭園を持てる人、庭園に松を植ゑ置ける者は、打腹立ちて、か程目出度き松を、緣起でも無い、墓場に植る木の、山寺の木のと、けちを附くる事よと、不興に思はんが、一歩退て考て見給へ、我國にて常盤の松、色かへぬ松など、目出度き事に云ひたりとも、畢竟は創作に非ずして、如二松柏之茂一とか、如二松柏之茂一とか云へる詩經の翻譯にして、詩經渡來以前に、我國にさばかり賞翫したる例ありや、如何、其創作國なる彼國の事實が、古今を通じて前述の如く、我國今日の庭園が、東山式を規模とする以上、此譏は免れ能はざる所。但松は四時に亙りて色かへぬのみならず、頗る風致に富みたる木なれば、野中に在りても、山の上に在りても、谷間に在りても、將又絶壁に懸りても、何れも面白き者なり、此意味に於て之を賞翫するは、是風致を愛するなり、目出度きが故に非ず。古より松を愛する人多きは、大抵此が爲にして、陶淵明が三逕就レ荒、松菊尙存といひ、撫二孤松一而盤桓といへる類、如何にも遁世者には、ふさはしき言ひ振りなり。されば道士佛子隱者の門庭に植ゑらるゝ事はさる事にて、大抵は態と植ゑ付けしには非ず、かゝる世捨人は、本來俗境を離れたる、幽閑なる山野の間に住む者なれば、自然に松は其邊に生ひたるなり。縱し植ゑ付けたりとも、超脫洒落張濶其人の類にて、俗間の禁忌などに拘はらぬ者のする事なり。然るに遁世者にもあらぬ、市井都門の塵土に染れる輩、平生は御幣を擔ぎ、緣起のみ口にする大俗のやからにして、庭園を作る時のみは、不知不識の間に、屋下の陳死たるを

発れず、笑ふ可き事甚し。されど余がかく笑ふは、門松を一切立つ可からず、庭園に松は植う可らずといふには非ず、門松を立つる理由も知らず、庭園に松を植る所以も知らず、偏に松を目出度き物とのみ心得て、之を立て之を植る者を笑ふなり。

昭和三年一月門松を看つゝ

中島竦稿

かく草したる後に聞く處に據れば、文中どんと焼道祖神焼の事は、各地に其事ある由にて、東京には之を焼くべき廣場も無く、火事の虞もある事故、昔より去る習は無き事なれど、同じ武藏の内にても熊谷邊にては、三四十年前には、國道以外に於て、注連縄を張りて、交通を遮斷し、一時人の往來を許さず、かくて一兩日を置きて、正月十五六日の夜に至り、松飾一切を焼棄つ、之をさへの神といひしといふ。さへの神は、卽ち道祖なり、さへの「さへ」は、遮ぎるの「サへ」に同じ、障碍の義、道祖は道路の安全を護る神なれば、旅行く人は、此地に於て幣を手向けて、餞別する習、されば又惡魔や邪氣の來り犯さんとする時も、此神此地を通過せしめざる事をも掌る。此事も亦神代の卷に出でたる故事にて、自此以還、雷不敢來、是謂岐神、此本號曰來名戸之祖神焉日本書紀とある黄泉路の惡雷凶鬼を逐ひ返したる岐神、卽ち道祖にて、來名戸の來名は、卽ち來勿なり。されば門松焼棄の惡魔拂ひなる事益

明に、又熊本縣にては、十四日にどんどやと稱して燒き、門松一切の外、更に太き孟宗竹を持て來て之に加へ、爆發せしめて大音響を起さしむる由、是益爆竹の遺風なる事を知るに足れり。又四國邊にても、諸家の松飾を、小兒の貰ひ受けて、一緒に燒く由、此風習恐らく諸國に皆あるべし、今本文の補遺にと、大體を追書する事此の如し。

煉　再識

附金人金仙の補識

余曩に金人の事を述て、此事に對する漢書の記載は、別に記憶に留まらざりし故に、大抵他に記述無かりしげに思ひ、前に述べたる如く、五行志以外は、さしも點檢せざりしかど、其後更に通覽して、下の三條を得たり。其一は郊祀志にて、武帝の甘露元年に、建章未央長樂宮鐘虡金人、皆生レ毛長一寸所、時以爲美祥とあり。此に據れば一見建章宮未央宮長樂宮の三處、いづれにも銅人ありしげにも聞ゆれど、其實建章宮は、武帝の創建にて、高祖頃より有來りし者に非ず、されば其處に銅人ありとも、其は始皇の作られし金人にはあらずして、承露盤を捧げたる僊人、高さ三十丈の銅柱の上に載せられし銅像なるべし。又未央宮には、外に金人を移し居ゑられたる證文無ければ、此は全く銅人を置かれたる事無く、鐘虡のみを置かれたるなるべく、唯長樂宮のこそは眞の始皇が金人の移されたりし

なり。其證明となるべき者は、次の一條の文卽ち王莽傳中の一節是なり、其文に曰く、莽夢長樂宮銅人五枚起立、莽惡之、念銅人銘有皇帝初兼天下之文、卽使尙方工鑄滅所夢銅人膺文と、此文僅に四十字に過ぎざれども、仔細に考ふる時は、頗る發明する所あるに足れり。此の兩文を合せて之を觀るに、長樂宮前に確に始皇の鑄造せられし金人ありし事を證すべく、又此金人を漢書も、後漢書と同じく銅人と稱せし事ありしを知るべく、しかのみならず、從來此銅像は、立像なりしか、坐像なりしか、判然ならざりしが、此文に據りて、坐像なりしを推定せらるゝに至れり。何とならば、初より立ちて居つらんには、更に起立といふ事あるべからず、坐像なりしからこそ、其像が俄に立ちて己に逼りたる樣に覺えて、さすが剛愎我慢の王莽も、夢中ながら薄氣味惡しく、寤ての後も空恐ろしくなりて、其銘文を削り取らせて、之を厭勝するに至れるなれ。想ふに當時王莽は、漢の天下を橫領して、我物とのみ思へる處に、此は世に我に迫りて天下を奪はんとする者ある徵候ぞと心得て、殊に其銘文の初兼天下てふ四字が、氣がかりとなりて、其を打消させたるならん。又此文に據りて始皇の金人に銘文ありし事も發明せられ、其又銘文は、像の背後に在りしにはあらで、胸前に在りし事も、其膺文と云へるにて知られたり。膺は胸なり、胸に在る銘文なれば、之を膺文と謂ふ。更に之に由て推せば、此銅像の襟は合はずして開きたりし事疑無く、其の開きたりし處に、銘文は鑄出されしか、刻まれありしかなるべく、所謂る夷狄服も、匈奴は寒地なれば、襟を合せて肌膚を露出せず、膺文を書かんに

便悪しかるべし、然るに佛は同じ夷狄の人ながら、匈奴とは異なり、偏袒右肩なるもあれば、胸間をくつろげたるもあり、膺文を書くに、至極適せり、余又此に據りて佛像を模型としたりといふ一傍證を得たり。さて其銘文は、如何なる者なりしか、知らま欲しく思ひしに、其も亦端無く陳勝項籍傳贊の注文中に發驗せられたり、卽ち同贊に賈誼の過秦論を引て、收二天下之兵一、聚二之咸陽一、銷二鋒鏑一、鑄以爲二金人十二一とある註に、三輔黃圖云、坐高三丈、其銘曰、皇帝二十六年、初兼二天下一、改二諸侯一、爲二郡縣一、一二法律一、同二度量一、大人來、見臨洮、其長五丈、足跡六尺と見えたる是なり。此文の初兼二天下一の四字、正しく王莽傳に符合すれば、王莽傳の銅人卽ち長樂宮前の銅人は、始皇の創作せる金人を移建せし者なる事明にして、毫も疑ふ可き餘地なく、其高は此文に因りて又三丈なりし事を如り得たり。何の書にてありしか今記憶せざれども、西京雜記を引て、始皇の金人を高二三尺と書きしを見し事あり、恐らく二三丈の誤なりしなるべし。天下の兵を盡く咸陽に集めて、鑄潰して造れる銅像が、僅に二三尺の者十二軀に過ぎざりきと云はゞ、さても大亂麻の如くなりし戰國といはるゝ世の兵器は、後世の太平時の兵器より少かりし者よ、況て史記は重さ各千石と云へるをや。魏の明帝が重くして致す可らずとて、灞水の邊に打ち棄てたりしは、二三尺の銅像をば謂はざるべく、秦の始皇はさばかり小き像などを作る人柄には非ず、上には萬人を坐せしむべく、下には五丈の旗を建つべしといふ、高壯無比の阿房宮前に、二三尺の銅像を、十二竝べ据ゑたりとて、何の映かあるべき、二三尺は餘りに始皇帝を

さげすみたり、高三丈とあるを當れりとす。但此銘文恐らくは其全文にはある可らず、然らざれは不備の文なり、足跡六尺のみにては事足らず、之に形どりて作れる由の語無かる可らず、若し結尾まで完全ならば、瑞祥として喜びて作れるか、將た厭勝として作れるか否かも判然たるべきを、惜い哉。

更に金仙の事に就て、一則を補はん、近頃圓仁（叡山の慈覺大師）の入唐求法巡禮行記を見しに、左の一節あり、二月、駕幸右街金仙觀、是女觀、觀中有女道士、甚有容、天子召見入意、勅賜絹一千疋、遂宣中官、令修造觀使通内、特造金仙樓、其觀本來破落、令修造嚴麗、天子頻駕幸、向後駕幸左街與唐觀、是道士觀、又賜千疋、特令修造、銅鑄聖容、作聖容、當庄校（此三字可疑、想ふに聖容鑄造の費用として、庄園を充當せられたりなどいふ意ならん）奇絶城中諸寺、七月十五日供養、諸寺作花蠟、花餅、假花菓樹等、各競奇妙、常例皆於佛殿前、鋪設供養、傾城巡寺隨喜、甚是盛會、今年諸寺鋪設供養、勝於常年、勅會諸寺佛殿供養花藥等、盡般到興唐觀祭天尊と、是唐の武宗が會昌三年の記事にて、武宗は道士に歸依して佛法破毀を謀りし人なれば、僧徒より之を觀れば、惡魔外道と見ゆるなるべし、されば此文中にも、女道士甚有容、天子召見入意などゝ、中傷の筆つきも見ゆれど、大體には當時の狀態此の如くなるべく、右街左街は、長安大路を二に割りて、西側を右街、東側を左街とし、左街に興唐觀あり、右街に金仙觀あり、觀は觀臺樓觀の觀にて、仙人好樓居といふよりして、道士の所住は多く二階建故、凡そ道士廟を觀といふ。此の二觀は、僧司の兩僧錄の如き者にて、

道士の本山とも云ふべく、老子の本名は李耳にて、唐代の先祖なりとて、左街の道士廟を興唐觀と云ひ、右街のは彼の金仙公主の住みし跡とて、女道士の住む所とし、之を金仙觀と云ひ、更に金仙公主の爲に、特に金仙樓を起したりし者と覺えたり。當時武宗は道教を信じ、蹄趙眞を用ゐて道門の教授先生としたりなどせし時なれば、其銅像をば興唐觀に建てさせなどせし事、實にさも有りつらん、七月中元の供養を、佛寺より奪ひ去りて、興唐觀にてせさせたる事も、正に然るべし、されど之を以て總て女道士の容色に魅せられたる故とは云ひ難し。兎角佛子道士は相似たる處あるよりして、一方榮えて一方衰ふれば、衰へたる方は必之を恨み、嫉視仇視は免れぬ勢。耶律楚材が西遊錄を見るにも、楚材は公平の人に在りながら、其身佛教信者なるが故に、長春眞人丘處機に不滿の語多し。金仙の名の搶奪、金狄の醜詆、由來久しく、獨宋代より始れるにあらざる事は、此記事を觀るに付けも想到せらるゝなり。

竦　又識